

香川県報



第 5 号

平成 16 年

1月20日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

新たに生じた土地を確認した旨の届出字の区域に編入する旨の届出（二件）

（自治振興課） 一

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（二件）

（水産課） 二

公告

土地改良事業計画変更の適否決定

（土地改良課）

土地改良事業の同意

（"）

土地改良事業に係る換地処分の届出

（"）

告示

香川県告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、直島町の区域内に新たに生じた土地を確認した旨、直島町長から届出があった。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真鍋武紀

位置	香川郡直島町字宮ノ浦二二四九の二四、二二四九の二七、二二九七の三から六まで、二二九七の二から二五まで及び二二九七の三から三三までの地先の公有水面埋立地
面積	二、一六・六七平方メートル

香川県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、直島町長から届出があった。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真鍋武紀

上欄	香川郡直島町字宮ノ浦	下欄	香川郡直島町字宮ノ浦二二四九の二四、二二四九の二七、二二九七の三から六まで、二二九七の二から二五まで及び二二九七の三から三三までの地先の公有水面埋立地
----	------------	----	---

香川県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十六年一月二十一日から編入する旨、東かがわ市長から届出があった。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真鍋武紀

上欄	東かがわ市吉田字石引	下欄	東かがわ市吉田字石引九三二の一、九三二の四、九三五の一及び九三六の三に隣接する字鹿庭の道路である市有地の一部
上欄	東かがわ市吉田字鹿庭	下欄	東かがわ市吉田字石引九三八の一、九三八の二の一部、九三九の一の一部、九四〇の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部並びに字鹿庭三八二の一に隣接する字石引の道路・水路である市有地の一部

香川県告示第二十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、箱浦加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつた。

たと認めたので告示する。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、坂出加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

香川県告示第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業(基盤整備促進事業(区画整理事業)光元地区)計画を変更することについて平成十五年十二月二十五日適当と決定した。

その関係書類を満濃町建設課において平成十六年一月二十七日から同年二月十六日まで縦覧に供する。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年一月五日同意した。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土地改良事業名
綾南町	団体営ため池等整備事業赤池地区

飯山町 区画整理事業(非補助土地改良事業)三谷東地区

香川県告示第二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、東かがわ市から平成十五年十二月二十五日土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(横断道関連)石引北地区)の換地処分をした旨届出があった。

平成十六年一月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀